

# 沖縄県立看護大学教員倫理規範

(平成22年3月17日)

本学の使命は、県民の期待に応えうる質の高い看護職者の育成を図り、教育、研究および実践の中核機関として看護実践と学術的発展に寄与することである。このための諸活動は社会の支援により成り立つ極めて公共性の高い任務である。よって本学の教員は、社会からの信頼を損なうことのないよう、高い倫理観と使命感を持ち、自律的に教育・研究活動を遂行することが求められている。より良い教育・研究環境をつくるために遵守すべき行動規範を示す。

## I. 教員と学生・保護者等との関係

本学の教員は学生およびその保護者等との関係において、節度ある良好な関係の構築に向けて努力する。

### 1. 本学が定めた教育理念の実現に向け、学生の指導を行う。

教員は、本学の使命・教育理念を十分に理解し、その実現に向けて努力を惜しまない。そして、情熱と責任をもって教育と指導に取り組む。教員は学生の倫理観を育成するよう努め、また教員自身が学生の倫理的行動モデルとなる。そして、倫理的に配慮された学習環境を整備する。

### 2. 学生の人格・人権を尊重する。

教員は学生一人ひとりを一個の人格として認め、その権利を擁護する。教員は差別的・侮蔑的言動、報道・出版・教育の場で不適切とされる用語の使用、誹謗中傷、ハラスメント等には十分に注意を払い、これらを行わない。また、学生の個人情報の取り扱いにも十分配慮する。

### 3. 公正・公平な成績評価を行う。

教員は学生の成績評価に際しては、公正・公平を旨とし、恣意や偏見もしくは私的な感情を排除し、正当に評価する。また、学生から評価について説明を求められた場合には、論拠を示し、誠実に対応する。

### 4. 学生やその家族からの贈答や接待は受けない。

教員は学生への教育や指導に際して、学生もしくはその家族から、通常一般の社交の程度を超える物品の贈答や接待を受けない。

## II. 教員と教員、教員と職員の関係

本学の教育理念の実現と教育目標の達成には、教職員間の信頼関係と相互協力が不可欠で

あり、共により良い学習環境の構築に向けて努力する。

1. 自ら分担する職務に公正かつ最善を尽くす。

教育・研究、運営・管理から社会貢献まで、一大学人として取り組む。

2. 大学の利益を第一に考え、責任ある行動をとる。

個人の利益と「本学(沖縄県立看護大学)の利益」が相反する場面では、本学の利益を優先し、自らの言動を律していく。

3. 教職員間で儀礼的金品等の授受は行わない。

教員間、教員と職員の間において、誤解を招く恐れのある金品の授受や贈答・接待は、たとえそれが好意に発する場合でも行わない。

4. ハラスメントのない健全な職場環境を維持し、改善の努力を怠らない。

ここでいうハラスメントとは、相手方の人格を傷つける行為又は人権を侵害する行為であり、セクシャル、アカデミックおよびパワーハラスメントを含む。具体的には、性的な関係を強要すること、この要求に従わない相手に不利益を与えること、他者の誹謗や中傷を繰り返すこと、他者のアイデアや成果を自らのものとして使用すること、研究論文の代筆を求めること、などがあげられる。

5. 知的財産権を尊重し、教育・研究の発展に貢献する。

既発行の論文や研究報告からインターネット上のデジタル情報などに対しても、著作権を侵害しないよう最善の配慮をもって、教育・研究にあたる。例えば、教員間で便宜を図るようなソフトウェアの複製は行わない。

### Ⅲ. 教員と取引業者との関係

本学の教員は、教育や研究活動の遂行に際し、出入りの業者と物品、機器等の選定、購入等の契約手続きに係るさまざまな利害関係が生じる。その際、契約相手先からの金品の授受、接待は公務員として賄賂とみなされることがあるので、公務の信頼を損なわないよう行動しなければならない。

1. 公正に取引先を選ぶ。

契約手続きにあたっては、相手方の品質、サービスの内容、価格、過去の実績、信頼度など総合的な判断に基づき、公正に取引先を選択する。そのためには、適正な決定が歪められることのないよう、また、公正、透明性のある関係を保持するためにも取引先からの金品、接待などの優遇は受けない。

2. 個人的に特別な扱いを要求しないし、贈答や接待は受けない。

取引先に対し、自己の立場を利用した金品、接待、その他の契約に表れない優遇等、個人的な特別な扱いを求めてはならない。また取引業者から通常一般の社交の程度を超える過剰な贈答や接待は受けない。これらの要求や過剰な接待、金品の授受等は、業務上の適正な決定に少なからず影響を与え、信頼関係を損ね、誤解を招くことにつながりかねない。

#### IV. 教員と大学の資産

本学教員の教育・研究活動は大学側から貸与された資産を活用して行っていることから、公私の違いを自覚し、本来の目的に沿う形でこれら資産を活用する。

##### 1. 大学の備品、消耗品、その他インターネット環境を含めて適切に使用する。

これらの教育・研究資源は公私を峻別しながら本来の目的にそって使用する。例えば、情報機器は使用する場所が問題ではなく、使用目的が重要である。加えて、メディア教材の違法コピー、複製を行ってはならない。さらに大学ホームページ等の修正・更新は責任者(部署)の承認を得て行わなければならない。

##### 2. 責任のある情報管理を実行する。

職務遂行上、知りえた入試や成績に関する情報、学生個人情報など重要情報を厳格に管理し、外部への漏洩を防止する。例えば、本学関係者の個人情報や内部情報を、同僚や学生などとの会話で、しかも飲食店や車中といった公の場で、話題にあげるとは外部漏洩に発展する恐れがある。

#### V. 教員の報告義務、説明責任

本学の教員は、教育・研究活動の遂行上、組織として様々な報告義務がある。その報告は、事実を正確・明確に反映し、学外に公開されても自信を持って説明できるものでなければならないし、そのことで信頼が損なわれることのない態度が求められる。

##### 1. 自覚と責任をもって正確な情報を提出する。

教育・研究活動上、必要な諸届について事務処理上滞りのないように、所定の手続きに従って提出する。必要な諸届けとは、例えばシラバスなど教務に関する書類や試験や成績、講義変更、休講など教務を通して学生へ伝達される諸届けの他、他大学への出講許可願(兼業承認申請書、職務専念免除願等)、旅行命令簿、研究業績、各種経費の支出報告や物品の使用願等である。

##### 2. 経費の支出や物品の使用は正当な手続きをもって行う。

自ら分担する公務や教育・研究活動を遂行していく上で発生する経費の支出や物品の使用

に関し、第三者からみて公私混同の疑義が生じないよう細心の注意を払い、経費の節減や有効活用を積極的に心がける。科学研究費など外部からの競争的資金や助成金については、大学組織として管理する必要があることを十分理解し、より注意と責任感をもって厳格かつ適正に運営・管理する。

3. 諸届の内容と実態に差異が生じた場合には速やかに報告する。

教育・研究活動や社会的活動は、提出した内容及び計画に即して実施する。その際、諸届の内容に変更があった場合は速やかに報告し、適切な処置をとる。例えば、出張予定が大きく変更された場合などである。研究助成費を活用した研究が、計画通り進捗しなかった場合は、相当するガイドラインに沿って、適切な処理をする。

## VI. 教員の社会的責任

本学の教員は、大学の場にとどまらず、広く市民社会の場で、専門的知識を積極的に活かしていくことが求められる。研究業績や教育経験を社会に還元するための活動を行う際には、責任のある態度が求められる。

1. 公務と本務の双方について責任を果たす。

教員は本学の学生への教育活動、研究活動および大学運営という本務を行うと同時に、専門知識や経験を活かして、他大学の非常勤講師、公的機関の審議会・委員会委員や特定非営利活動法人(NPO 法人)の顧問・役員などに就任し、活動することも求められる。これら公務を行うにあたっては、本務に支障をきたさないよう配慮し、公務と本務の双方について責任を果たす。

2. 私人・大学人としての活動にけじめをつける。

教員は大学の一員であるとともに、地域共同体の一員でもある。私人として地域に貢献していくことは当然であるが、政治活動や宗教活動などを教育・研究の場に持ち込み、学生や同僚教職員などに圧力をかけることのないよう十分注意し、活動にけじめをつける。

3. 法令・規則を遵守し、職責を果たす。

教員は、定められた諸規定を理解し法令の遵守に努め、公序良俗に反するような行いを厳に慎む。また、教育・研究活動などに関して、判断に迷うような問題があれば、関係の責任部署あるいは委員会等に相談し、常に明朗清新な精神をもって、本学教員としての職責を果たす。